

第二十一條 執行委員会ハ本總會ノ執行機關ニシテ大會ノ決議ニ基キ會務ヲ執行スルノトシ毎月二回以上開催シ、執行委員長之ヲ召集ス、但シ緊急ニ任事ノ場合ハ大會ノ決議ヲ経ヌシテ執行スルコトヲ得、此ノ場合ハ次期大會ニ於テ事後承認ヲ経ルヲ要ス

第二十二條 執行委員会ハ大會ニ於テ選出サレタル若干名ノ執行委員ノ以テ構成ス

第二十三條 執行委員会ハ若干名ノ常任執行委員ヲ選出シ常任執行委員ノ會ヲ組織スルニモトス

第二十四條 常任執行委員ハ執行委員会ノ事務ヲ処理スルモノトス

第二十五條 執行委員会ハ必要ト認メタル時ハ各工場分會ヨリ一室ノ比例ニテ選出サレタル代表者ヲ以テ拡大執行委員会ヲ開催スルコトヲ得、但シ拡大執行委員会ノ一切ノ権限ハ執行委員会ノ内規ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條 擴大執行委員会ニ出席スル代表者ノ比例ハ執行委員会之ニシテ定ム

又、都委員会及地区委員会

第二十七條 同一地域ニ於テ工場分會二個以上ニ達シタル場合、執行委員会ハソノ地域ニ支部委員会ヲ設クベシモノトス、但シ工場分會一個或ハ全数ヲ工場ト雖モ執行委員会必要ト認メタル時ハ支部委員会ヲ設置スルコトヲ得

第二十八條 支部委員会ハ執行委員会ノ統制ノ下ニ組合事業ノ代理執行及地区委員会ヲ得

工場分會ノ連絡ヲ計ルモノトス

第二十九條 支部委員会ハ執行委員会ニテ選出シタル若干名ノ支部委員ヲ以テ構成シ必要ニ応ジ支部委員長之ヲ召集ス、(必要ニ応ジテ常任支部委員ヲ置クコトヲ得)

第三十條 大支部ニ於テハ執行委員会ノ統制ニ基キテ支部大會ヲ召集スルコトヲ得、但シ大會ノ決議ハ執行委員会ノ承認ヲ得ルニ非ラザレバ効力ナシモノトス

第三十一條 大地域ヲ抱擁スル支部委員会ニ於テハ統制ノ便宜上地区委員会ヲ置クコトヲ得

第三十二條 地区委員会ハ支部委員会統制ノ下ニ組合事業ノ代理執行及工場分會ノ連絡ヲ計ルモノトス

第三十三條 地区委員会ハ執行委員会ニテ選出シタル若干名ノ地区委員ヲ以テ構成シ必要ニ応ジテ委員長之ヲ召集ス

第三十四條 専任執行委員会ノ補助職務ニシテ別ニ定ムル細則ニ従ヒ執行委員会ノ統制ノ下ニ會務ヲ分担処理スルモノトス

専任 向 部

第三十五條 専任部ハ左ノ八部向トシ細則ハ執行委員会ニ於テ之ヲ定ム

- (一) 組織部
- (二) 争議部
- (三) 政治部
- (四) 教育出版部